

# 松江市景観計画

Matsue City Landscape Plan

自然・歴史・文化が呼応する松江の風景  
住むひとが誇りと愛着を感じ  
訪ねるひとの心に残る松江の景観づくり

平成19年3月  
松江市



## はじめに

松江市は、宍道湖・中海・日本海や宍道湖・中海を取り巻く山並みなど、広大で豊かな自然景観に恵まれ、古くは、古代出雲文化の中心地として、さらに江戸時代には、松江城の築城と共に城下町として発展し、現在も多くの遺構・風情を残しています。また、近代には、小泉八雲が松江市を世界に紹介したことから、松江国際文化観光都市建設法が制定されるなど、山陰の中核都市として発展してきました。

この自然・歴史・文化は、全国に誇れる美しさと風格を持ち、市民の暮らしに潤いと豊かさを与え、訪れる人々に癒しと感動をもたらす景観となっています。私たち市民・事業者・行政が協働して、先人から引き継ぐ松江固有の景観を守り、これと調和のとれた安全で魅力あるまちを育てることによって「オンリーワンのまちづくり」を実践し、市民共有の財産として後世に伝えたいと思います。

本年は、松江開府 400 年の節目の年であり、温故知新によって「松江市景観計画」を策定することは、新たなまちづくりのスタートであると考えます。しかし、この計画は、「まちづくりのタネ」に過ぎません。このタネに市民の皆様方の創意・工夫と行動という水・肥やしと陽によって大きく育て、先人の偉業にさらに彩を添え「美しいまちづくり」を標榜して行きたいと思います。

景観計画の策定にあたり、各方面の方々のご尽力に感謝申し上げますと共に、市民の方々のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 19 年 3 月

松江市長

松浦正敬

# 目 次

## 序章 松江市景観形成基本計画

1	松江市景観計画の目的	序- 1
2	松江市の歴史と景観形成	序- 2
3	基本理念と責務	序- 3
4	景観形成の基本的な方針	序- 4
5	松江市景観計画について（役割・構成・位置付け）	序- 6
6	類型別景観形成方針	序- 9
7	良好な景観形成のための取り組み	序-30
8	届出・申請手続きの流れ及び届出対象行為	序-34

## 1章 松江市景観計画区域

1	景観形成の目的	I - 1
2	区域	I - 1
3	良好な景観の形成に関する方針	I - 2
4	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	I - 6
5	届出対象行為	I -11
6	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	I -12
7	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の 制限に関する事項	I -12
8	景観重要公共施設の整備に関する事項	I -14

## 2章 伝統美観保存区域

1	伝統美観保存区域の基本的事項 （景観形成の目的・区域・届出対象行為・伝統美観保存区域の拡充について）	II - 1
2	塩見縄手地区（景観地区）	II - 4
3	普門院外濠地区	II -12
4	城山内濠地区	II -18
	【参考資料1】 伝統美観保存区域内の伝統的様式の代表例	II -25
	【参考資料2】 伝統美観保存区域内の景観と調和する代表的な色彩例	II -26

### 3章 六道湖景観形成区域

1 景観形成の目的	Ⅲ- 1
2 区域	Ⅲ- 1
3 良好な景観の形成に関する方針	Ⅲ- 2
4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	Ⅲ- 9
5 届出対象行為	Ⅲ-21
6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	Ⅲ-22
7 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の 制限に関する事項	Ⅲ-22
8 景観重要公共施設の整備に関する事項	Ⅲ-23

### 4章 北堀町景観形成区域

1 景観形成の目的	Ⅳ- 1
2 区域	Ⅳ- 1
3 良好な景観の形成に関する方針	Ⅳ- 1
4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	Ⅳ- 5
5 届出対象行為	Ⅳ- 7
6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	Ⅳ- 8
7 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の 制限に関する事項	Ⅳ- 8
8 景観重要公共施設の整備に関する事項	Ⅳ- 8

### 5章 清光院下景観形成区域

1 景観形成の目的	V- 1
2 区域	V- 1
3 良好な景観の形成に関する方針	V- 1
4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	V- 6
5 届出対象行為	V- 9
6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	V-10
7 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の 制限に関する事項	V-10
8 景観重要公共施設の整備に関する事項	V-10

## 6章 北殿町惣門橋通り景観形成区域

1	景観形成の目的	VI- 1
2	区域	VI- 1
3	良好な景観の形成に関する方針	VI- 1
4	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	VI- 6
5	届出対象行為	VI- 8
6	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	VI- 9
7	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の 制限に関する事項	VI- 9
8	景観重要公共施設の整備に関する事項	VI- 9

## 7章 石橋一区景観形成区域

1	景観形成の目的	VII- 1
2	区域	VII- 1
3	良好な景観の形成に関する方針	VII- 1
4	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	VII- 6
5	届出対象行為	VII- 8
6	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	VII- 9
7	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の 制限に関する事項	VII- 9
8	景観重要公共施設の整備に関する事項	VII- 9

## 8章 内中原町景観形成区域

1	景観形成の目的	VIII- 1
2	区域	VIII- 1
3	良好な景観の形成に関する方針	VIII- 1
4	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	VIII- 8
5	届出対象行為	VIII-11
6	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	VIII-12
7	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の 制限に関する事項	VIII-12

8 景観重要公共施設の整備に関する事項	VIII-12
---------------------	---------

#### 巻末資料 指定状況等一覧表

景観形成上重要な地域	資- 1
景観形成上重要な展望地・道路・河川	資- 2
景観計画重点区域	資- 3
景観地区	資- 4
景観重要建造物	資- 5
景観重要樹木	資- 6
景観重要公共施設	資- 7
景観重要公共施設（位置図）	資- 9
景観整備機構	資-13

#### 別冊 大橋川景観形成計画

#### 別冊 太陽光発電設備景観形成基準